

金ノ値上ケニ不止目的ハ依衣粉ヲ素麵ニ使用スルコト
ヲ防止スルニ有リシレ水車業者共ハ亦三百城ノ運
賃ヲ見ルニ至ル隨テ製粉終業者ハ自然失業
ハ分テレ依テ吾々ハ日積上依衣粉絶対禁止ニ
至シテハ漸ク之事業ニ從事ヤリテ請者共有
之候

大正十四年二月一日

村賴忠太郎
分六千六百名

合シ
揚子

播州素麵同業者組合對揚州揖保
製粉業者組合協議請停書

一、製粉權賃入石ニ付金六十五元トスルコト

二、製麵ニ御用スルロール粉御用量ハ從來決定ノ如

ク一割シ若クハスルコト

三、カ所ナリスル爲兩組合協議上最重十元監上ホリ
トスルコト

四、兩組合協議上此際各當業者ニ條キロール粉
ノ現在所有高及購入契約ノ数量及品貨ヲ調
査シ現在品中本年度内ノ使用見込数量
以外ノ餘量ハ兩組合及吾業者協議上相
互指置スルコト

五、今後製麵家ニ必要ナルロール粉ハ兩組合協議